

令和5年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時：令和6年2月27日（火）15時から

場 所：四街道市役所 本館3階第2委員会室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 委員長選出
4. 諮問
5. 議題

議題1 令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市地域防災計画の改訂①	危機管理室

議題2 令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
2	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
3	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	総務部 窓口サービス課
4	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
5	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	環境経済部 環境政策課
6	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更	環境経済部 産業振興課
7	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課
8	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定②	消防本部 予防課

議題3 令和5年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
9	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
10	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
11	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
12	四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課

資料No.	行政活動の名称	担当課
13	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
14	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課

議題4 令和6年度 市民参加手続の実施予定の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
15	四街道市文化センター改修工事計画の策定	経営企画部 管財課
16	四街道市自転車ネットワーク計画・自転車活用推進計画の策定	都市部 市街地整備課

6. その他

7. 閉会

令和5年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会 資料

議題1 令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.1 四街道市地域防災計画の改訂①

実施状況シート【総括表】	3
実施状況シート4【市民会議手続】	4
参加者募集広報（市政だより）	5
〃（ホームページ）	6
実施結果公告	8
〃 公表（ホームページ）	9
市の考え方公表（ホームページ）	10
実施状況シート1【意見提出手続】	13
実施公告	14
実施広報（ホームページ）	16
実施結果公告	18
〃 公表（ホームページ）	19

議題2 令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.2 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート【適用除外】	23
実施予定シート【適用除外】	24
適用除外公告	25
適用除外広報（ホームページ）	26

資料No.3 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート【適用除外】	27
実施予定シート【適用除外】	28
適用除外公告	29
適用除外広報（ホームページ）	30

資料No.4 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート【適用除外】	31
実施予定シート【適用除外】	32
適用除外公告	33

	適用除外広報（ホームページ）	34
資料No. 5	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	
	実施状況シート【適用除外】	35
	実施予定シート【適用除外】	36
	適用除外公告	37
	適用除外広報（ホームページ）	38
資料No. 6	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更	
	実施状況シート【適用除外】	39
	実施予定シート【適用除外】	40
	適用除外公告	41
	適用除外広報（ホームページ）	42
資料No. 7	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート【適用除外】	43
	実施予定シート【適用除外】	44
	適用除外公告	45
	適用除外広報（ホームページ）	46
資料No. 8	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定②	
	実施状況シート【適用除外】	47
	実施予定シート【適用除外】	48
	適用除外公告	49
	適用除外広報（ホームページ）	50
議題3 令和5年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価		
資料No. 9	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	53
資料No. 10	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例等の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	54
資料No. 11	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	55

資料No. 12	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート【適用除外】	56
資料No. 13	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート【適用除外】	57
資料No. 14	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート【適用除外】	58

議題 4 令和 6 年度 市民参加手続の実施予定の評価

資料No. 15	四街道市文化センター改修工事計画の策定 実施予定シート	61
資料No. 16	四街道市自転車ネットワーク計画・自転車活用推進計画の策定 実施予定シート	63

議題 1

令和 5 年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続
の評価

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市地域防災計画の改訂①				
概要	現行の四街道市地域防災計画において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正及び本市組織機構の改正等により不整合となっている部分等の修正、ならびに令和元年の台風被害等の教訓を踏まえた修正等を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R5年6月27日改訂	行政活動実施時期 *2	R5年6月27日開始	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	R5年5月22日	R5年5月22日 ～6月21日	0人 0件	R5年6月26日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				()人	
市民会議手続(第4号)	四街道市地域防災計画の改訂に関するワークショップ	R4年4月12日	R4年6月～8月	13人	R4年9月12日
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 危機管理室

行政活動の名称		四街道市地域防災計画の改訂①	
市民会議の名称		地域防災計画改訂に関するワークショップ	構成員数 13 人
募集	募集期間	R4年4月12日 ~ R4年5月16日	
	募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R4年5月1日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R4年4月12日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	
	市民会議に求めた成果物	地域防災計画改訂に際し、意見の方向性を見出すために設置した「市民会議」を開催し、「意見書」を取りまとめて市に提出した。	
実施	開催期日 ()内に出席者数	R4年6月2日(木) (13)	年月日() ()
		R4年7月7日(木) (13)	年月日() ()
		R4年8月18日(木) (12)	年月日() ()
		年月日() ()	年月日() ()
市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)		防災に関して深い識見を有する防災士に参加を募り、円滑に合意を図りながら会議を進めた。	
意見提出された日		R4年8月18日	
結果	意見の取り扱い	意見の全部または一部を計画に反映したもの	11件
		既に現計画に意見の全部または一部が記載されているもの	7件
	公表日(公告日)・公告番号	R4年9月12日 公告第209号	
公表方法		<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R4年9月12日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

地域防災計画改訂に関する ワークショップに参加してみませんか



pick up
info

災害対策法の改正や元年の房総半島台風などの風水害を受けての教訓を踏まえて、現在、市地域防災計画の改訂に向けた作業を進めています。そこで、改訂の参考とするため、市民の皆さんの考え方や意見などを聞く機会としてワークショップを開催します。

㊤ 危機管理室 ☎421-6102
FAX424-8922

とき	6月2日、7月7日、8月18日 18時30分～20時30分（全3回、いずれも木曜日）
ところ	市役所分館1階 会議スペース
テーマ	「自助・共助強化のポイント」
定員	30人 ※応募多数の場合、男女比、年齢構成および地域構成を考慮して決定
応募資格	市内在住・在勤・在学の満18歳以上で、3回とも出席が可能な人
申し込み	5月16日(月)までに参加申込書を危機管理室へ郵送、持参、FAX、または、市のホームページ問い合わせフォームより申し込み ※参加申込書は同窓窓口、市ホームページから入手可 ※応募結果については、応募者宛て別途通知します ※参加に対しての報酬、謝礼などはありません

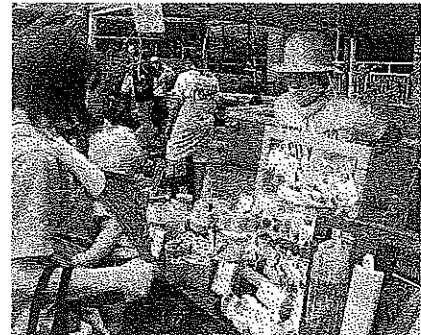
topic

第20回 福祉施設紹介、販売フェア

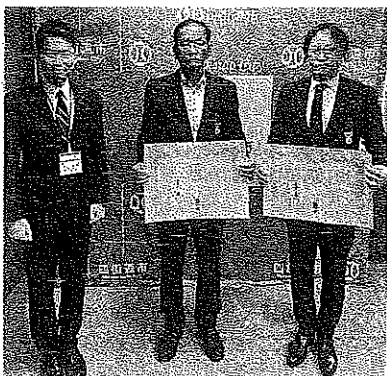
「大きなテーブル」を開催します

障害のある人の社会参加、就労支援、自立支援の一環として、普段なかなか知ることができない福祉施設の取り組みや商品を紹介し、地域の皆さんに知っていただくフェアを開催します。

- とき** 5月21日(土) 10時～14時 ※小雨決行
- ところ** 文化センター 玄関前広場
- 内容** 福祉施設の活動紹介、市内や近隣地域の福祉施設などで作られている新鮮野菜、パンやクッキー、手作りの小物などの販売



㊤ みんなで地域づくりセンター
☎304-7065
(担当：政策推進課)



梅原吉治さん(中)と梅原高幸さん(右)

紺綬褒章のご受章 おめでとうございます

topic

梅原吉治さんと梅原高幸さんは、食品包装資材の供給業務を通じて市政運営の一助としてほしいと、市へそれぞれ500万円の寄付をしたことから、国より紺綬褒章を受章されました。これを受け、3月31日に市役所にて伝達式が実施されました。

※紺綬褒章とは、公的機関や公益財団などに対して、公益のために個人で500万円以上、団体で1,000万円以上の私財を寄付された人に授与される褒章です

㊤ 秘書課 ☎421-6164

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [市民参加手続対象とした行政活動](#) > [令和4年度](#)

四街道市地域防災計画改訂に関するワークショップ参加者募集

四街道市地域防災計画改訂に関するワークショップ参加者募集

更新：2022年4月12日

四街道市地域防災計画改訂に関するワークショップの参加者を募集します。

市では、災害対策法の改正や令和元年の房総半島台風などの風水害を受けての教訓を踏まえて、現在、四街道市地域防災計画の改訂に向けた作業を進めています。そこで、改訂の参考とするため、市民の皆様のご考え方や意見等を聞く機会としてワークショップの開催を予定していますので、参加者を募集します。

開催日程

- 1回目 令和4年6月2日（木曜） 午後6時30分から午後8時30分まで
- 2回目 令和4年7月7日（木曜） 午後6時30分から午後8時30分まで
- 3回目 令和4年8月18日（木曜） 午後6時30分から午後8時30分まで

開催場所

市役所分館1階会議スペース

テーマ

「自助・共助強化のポイント」

募集人数

30人
※応募多数の場合、男女比、年齢構成及び地域構成を考慮して決定します。

応募資格

市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、3回とも出席が可能な人

応募方法

参加申込書に必要事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、市のホームページよりお申し込みください。

※参加申込書は危機管理室にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※市ホームページからお申し込みいただく場合は、市ホームページのトップ画面下部の[市へのお問い合わせ（組織案内）]より「危機管理室」を選択し、問い合わせフォームに氏名（ふりがな）、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、「お問い合わせ内容」欄に、職業、市政に関する活動の経験を入力したうえで、「ワークショップ参加希望」と明記のうえ送信してください。

※応募結果については、応募者あて別途通知いたします。

応募期限

令和4年5月16日（月曜）

その他

参加に対する報酬、謝礼等はありません。

📎 [参加申込書](#)（ワード：17KB）

令和4年度

▶ [（意見提出手続）四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し（結果公表）](#)

▶ [四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議（ワークショップ）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市犯罪被害者等支援条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会（結果公表）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集（結果公表）](#)

📄 情報が
見つからないときは

申請書様式 (WORD) のダウンロードができます。

お問い合わせ

危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

◎ 四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

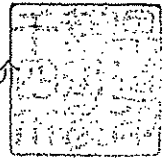


四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年9月12日

四街道市長 鈴木陽介



1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

地域防災計画改訂に関するワークショップ（市民会議）

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

「四街道市地域防災計画」（自助・共助の部分）に反映する内容（素案）

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 会議メンバー意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記の別紙1及び別紙2は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

危機管理室（TEL 043-421-6102）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [市民参加手続対象とした行政活動](#) > [令和4年度](#) > [四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議（ワークショップ）](#)

四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議（ワークショップ）

更新：2022年9月12日

四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議についての結果公表

令和4年6月2日（木曜）から令和4年8月18日（木曜）までの期間で市民会議（ワークショップ）を開催したところ、その結果は、次のとおりとなりました。

市民会議（ワークショップ）を開催（市民会議は終了しました）

市民会議の目的

地域防災計画の改訂に向けて、市民の皆さんが感じていることや思うことなどを意見交換し、計画づくりに反映することを目的としています。

市民会議での検討の体制

市内在住の方、13名で構成されており、テーマを以下の2つに分けて取り組みました。

- ・テーマ1 自助強化のポイント
- ・テーマ2 共助強化のポイント

計画に関する資料の概要

[計画に関する資料の概要（PDF：2.717KB）](#)

提言に対する市の考え方

[提言に対する市の考え方（PDF：95KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

令和4年度

▶ [（意見提出手続）四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市地球温暖化防止実行計画区域施策編（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の中間年の見直し（結果公表）](#)

▶ [四街道市地域防災計画改訂に係る市民会議（ワークショップ）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市犯罪被害者等支援条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）「四街道市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る四街道市安全で安心なまちづくり協議会（結果公表）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集（結果公表）](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

[四街道市役所](#)

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

「四街道市地域防災計画」改訂に関するワークショップ（市民会議）において提出された意見の概要と市の機関の考え方

令和4年6月2日、7月7日及び8月18日の計3回にわたり「四街道市地域防災計画」改訂に関するワークショップ（市民会議）を実施したところ、以下のとおり意見の提出がありました。

提出された意見の概要と意見に対する市の機関の考え方をまとめましたので、公表します。

○会議参加者数 13人

○意見提出件数 18件

表中の「区分」 ○：意見の全部または一部を計画に反映するもの 11件
 △：既に現計画に意見の全部または一部が記載されているもの 7件
 □：意見を計画に反映しないもの（今後検討や他で検討するものも含む） 0件

No.	提出された意見の概要	市の機関の考え方	区分
1	自助として、ハザードマップ等を確認し、地域の災害リスクや避難路等を把握すること。	自身の周りの災害リスクを把握しておくことや、避難所を確認し、避難所までの経路を確認しておくことは、自助として重要なことの一つであると考えます。よって、自助の心得の一つとして計画に反映します。 また、市は、防災ハザードマップの活用を、今後も啓発してまいります。	○

- 1 -

- 2 -

2	自助として、災害等により危険が近づいた場合に、事態を楽観視せず行動できるように、平時から災害をイメージできるようにすること。	平時から災害時の状況をイメージしておくことは、自助として重要なことの一つであると考えます。よって、自助の心得の一つとして計画に反映します。 また、被害想定や防災ハザードマップの周知により、災害時の状況がイメージできるようにします。	○
3	自助として、情報に関わる事前の準備（スマホの充電機器の準備、家族との連絡方法の検討等）を心がけること。	災害時に正確な情報を入手することは重要なことです。そのため、スマートフォンの充電器やラジオ等、情報の入手、発信のための機器を含めた持ち出し品を準備しておく必要があると考えます。 また、通信が途絶える場合もあるので、平時から、防災に関する家族会議等で、災害時の行動等について話し合っておくことも必要です。	△
4	自助として、避難所への持参物として携帯用トイレ等の生活用品の持参を心がけること。	公助として準備する避難所における生活用品は、特に初期段階では限られたものになることが想定されるため、必要なものは可能な限り持参していただきたいと考えます。	△
5	共助として、地域の災害リスクや避難路等を把握するとともに、地域住民で共有すること。	共助として、地域の災害リスク等を把握しておくことは重要なことです。 また、把握をしたうえで、地域の特性を踏まえた「地区防災計画」を作成することは非常に有益なことであるため、計画作成に積極的に取り組んでいただきたいと考えます。	△

6	共助として、防災に必要な資機材の準備に心がけること。	共助の一つとして、自主防災組織等で防災資機材等の準備をしていただくことはありがたいことです。そのため、市は、自主防災組織の設立を促進するとともに、自主防災組織を対象とした、防災資機材の購入に対する助成を行っています。	△
7	自助として、風水害時は、気象情報のチェックに心がけること。	自助として、気象情報等チェックし、今後の状況を予想することは重要であると考えます。よって、その旨計画に反映します。 また、市は、他の機関と併せて情報の発信に努めます。	○
8	自助として、避難所において、健康づくりのためラジオ体操やウォーキングなどの定期的な運動に心がけること。	避難時における過ごし方の一つとして、健康づくりを意識することは重要であると考えます。よって、その旨計画に反映します。	○
9	自助として、生活再建に係る情報の収集に心がけること。	市は、災害復旧や生活再建に関する情報の多重発信に努めますが、被災者自身が積極的に情報の入手に努めることも重要と考えます。よって、自助の心得の一つとして、計画に反映します。	○
10	共助として、声掛け等、高齢者の避難支援に心がけること。	避難行動要支援者の個別避難計画については、福祉部門を中心として、関係機関等と連携し、計画策定に向けた検討を進めています。 なお、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の策定は市の努力義務となりました。よって、その旨計画に反映します。	○

- 3 -

- 4 -

11	共助として、避難所において、感染症対策などの衛生管理の継続的な維持に心がけること。	指定避難所における感染症等への対策を含む衛生管理は、重要なことであると考えます。よって、その旨計画に反映します。	○
12	共助として、避難所において、運営の協力を心がけること。	指定避難所の運営は、事務的な支援や災害対策本部との連絡のため、市の職員も配備されますが、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営が原則になります。そのため、避難所運営委員会の平時からの設置を促進します。	△
13	自助として、平時においても災害時においても隣近所とのつながりを心がけること。	平時からの隣近所とのコミュニケーションは、災害時において、互いに協力、支え合う関係を築く基になるものと考えます。よって、その旨計画に反映します。	○
14	共助として、平時においても災害時においても隣近所とのつながりを心がけること。	平時からの隣近所とのコミュニケーションは、災害時において、互いに協力、支え合う関係を築く基になるものと考えます。よって、その旨計画に反映します。	○
15	共助として、災害時、公助による各種活動を補佐すること。	大災害時は、市の対応だけでは限界があります。したがって、市と自主防災組織等との連携は不可欠であると考えます。そのため、自主防災組織等の育成、強化を引き続き推進します。	△

16	共助として、子供や高齢者等の見守りを心がけること。	要配慮者の見守りを行うためには、平時から区・自治会等を中心としたコミュニティを形成し、地域で協力、支え合う関係を構築することが重要と考えます。よって、平時からの見守りの大切さを計画に反映します。	○
17	共助として、地域の要配慮者の安否確認方法を考えること。	要配慮者に対しては、区・自治会、民生委員・児童委員、隣近所等による平時の見守りと災害時における安否確認が大切です。なお、その際、分かりやすく、できるだけ簡易な安否確認の方法を決めておくことを、市としても推奨してまいりたいと考えますので、その旨計画に反映します。	○
18	共助として、特に地域の要配慮者（障がいがある方、外国の方など）への配慮を考えておくこと。	要配慮者への配慮は、平時、災害時を問わず非常に重要なことと考えます。 特に災害時は、市はもちろんのこと、区・自治会や民生委員等のほか、関係福祉団体や災害ボランティア等の協力を得ることが必要であると考えます。	△

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動の名称		四街道市地域防災計画の改訂①			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市地域防災計画改訂案			
	公表日(公告日)・公告番号	R5年5月22日 公告第133号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年5月22日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	R5年5月22日	～	R5年6月21日	31日間
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人	0件	属性の傾向	
		0団体			
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			0件
		意見を反映しなかった			0件
		その他(感想、案件以外の意見等)			0件
	公表日(公告日)・公告番号	R5年6月26日 公告第172号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R5年6月26日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

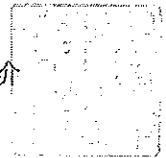
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年5月22日

四街道市長 鈴木陽介



1. 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称 四街道市地域防災計画改訂案
- (2) 計画等の案の内容 別紙のとおり

2. 計画等の案の入手方法

四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。なお、ホームページからの入手が難しい方には、事前の申し出（電話等）により窓口で配布する。（窓口での配布は、土、日曜日を除く8時30分から17時15分まで。）

3. 意見提出できる人

下記「4. 意見の提出方法」(1)の①から⑦に記載のある者

4. 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、下記(1)に掲げる区分に応じた必要事項を明記のうえ、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

住所、氏名、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認用として利用する。

また、提出意見は、日本語で記載するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したCD、テープ等により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

① 市内に住所を有する者

住所、氏名、連絡先

② 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所、氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ③ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- ④ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名、連絡先、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 市内の学校に在学する者
氏名、連絡先、学校の名称及び所在地
- ⑥ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所、氏名、連絡先、利害関係を有する事項
- ⑦ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先、利害関係を有する事項

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて
- ③ 電子メールを利用する場合
メールアドレス：yjichi@city.yotsukaido.chiba.jp 危機管理室あて
※ファイルの受取可能最大容量は3MBのため、超える場合は、分割送付のこと

5. 意見提出期間

令和5年5月22日（月）から6月21日（水）まで

※持参の場合は、土、日曜日を除く8時30分から17時15分まで

※いずれの方法による場合も、期間内必着のこと

6. 意見の概要と意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和5年6月下旬

7. 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。
- (3) 必要事項の記載のないものや、単なる賛否の表明、意見提出手続の対象に関係しない意見は受け付けない。

8. 問い合わせ先

四街道市役所 危機管理室 電話：043-421-6102

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集

更新：2023年5月22日

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

四街道市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき本市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る災害対策に関し、市、県及び関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。前回の四街道市地域防災計画（平成30年度）以降、令和元年9月房総半島台風等の風水害等に係る大規模な災害が発生し、住宅やライフラインの損壊、停電等の日常生活や産業活動に大きな被害が発生し、新たな防災対策の課題が明らかになりました。また、昨今の社会状況として、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行拡大し、緊急事態が宣言されるなど、多方面に深刻な打撃を与えました。今回の改訂は、主に、こうした風水害の教訓や感染症対策及び法改正や国・県の計画の修正内容を踏まえた改訂を行うものです。また、更に、四街道市総合計画や四街道市国土強靱化地域計画といった上位計画等との整合性を図りつつ、より分かりやすく、実効性の高い防災計画とするために計画案を策定しました。この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

対象の行政活動

四街道市地域防災計画の改訂

四街道市地域防災計画改訂案

- ① 四街道市地域防災計画総則編（案）（PDF：2.736KB）
- ② 四街道市地域防災計画共通編（案）（PDF：1.896KB）
- ③ 四街道市地域防災計画災害応急対策編（案）（PDF：5.667KB）

意見募集期間

令和5年5月22日（月曜）から6月21日（水曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・ 市内に住所を有する人（脚注1）
- ・ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内の事務所等に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。
（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- ・ 持参
- ・ 郵送
- ・ FAX
- ・ 電子メール

持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて

今年度終了した市民参加手続

- ① (審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）
- ② (審議会等手続) 第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）
- ③ (意見提出手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）
- ④ (意見提出手続) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）
- ⑤ (審議会等手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果
- ⑥ (審議会等手続) 四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）策定に係る四街道市総合計画審議会（結果公表）
- ⑦ 防災に関するワークショップ参加者募集（募集は終了しました）
- ⑧ 防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表
- ⑨ (市民会議手続) 第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）
- ⑩ (審議会等手続) 第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）
- ⑪ (審議会等手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果
- ⑫ (審議会等手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）

電子メールを利用する場合：yijchi@city.yotsukado.chiba.jp 危機管理室あて
意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。


意見の検討結果の公表

令和5年6月下旬頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

その他

改訂案については、事前の申し出（電話等）により、危機管理室窓口でも配布を行います。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102


[この担当課にメールを送る](#)

▶ [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)

▶ [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）](#)


▶ [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました（結果公表）](#)

 [情報が
見つからないときは](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#)

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

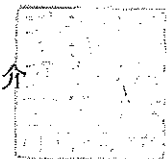


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年6月26日

四街道市長 鈴木陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市地域防災計画改訂案

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

上記の別紙1は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

四街道市役所 危機管理室 (TEL 043-421-6102)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2023年6月26日

四街道市地域防災計画改訂に関する意見提出手続 (パブリックコメント) の結果公表

四街道市地域防災計画改訂に関する意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します

意見の提出状況

- 意見提出者数0人
- 意見提出件数0件

意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

四街道市地域防災計画は、災害対策基本法第42条 (昭和36年法律第223号) の規定に基づき本市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る災害対策に関し、市、県及び関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。前回の四街道市地域防災計画 (平成30年度) 以降、令和元年9月房総半島台風等の風水害に係る大規模な災害が発生し、住宅やライフラインの損壊、停電等の日常生活や産業活動に大きな被害が発生し、新たな防災対策の課題が明らかになりました。また、昨今の社会状況として、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行拡大し、緊急事態が宣言されるなど、多方面に深刻な打撃を与えました。今回の改訂は、主に、こうした風水害の教訓や感染症対策及び法改正や国・県の計画の修正内容を踏まえた改訂を行うものです。また、更に、四街道市総合計画や四街道市国土強靱化地域計画といった上位計画等との整合性を図りつつ、より分かりやすく、実効性の高い防災計画とするために計画案を策定しました。この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

対象の行政活動

四街道市地域防災計画の改訂

四街道市地域防災計画改訂案

- [四街道市地域防災計画総則編 \(案\) \(PDF: 2.736KB\)](#)
- [四街道市地域防災計画共通編 \(案\) \(PDF: 1.896KB\)](#)
- [四街道市地域防災計画災害応急対策編 \(案\) \(PDF: 5.667KB\)](#)

意見募集期間

令和5年5月22日 (月曜) から6月21日 (水曜)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く。)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人 (脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

今年度終了した市民参加手続

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市総合計画 \(基本構想・第1期基本計画\) 策定に係る四街道市総合計画審議会 \(結果公表\)](#)

[防災に関するワークショップ参加者募集 \(募集は終了しました\)](#)

[防災に関するワークショップ \(市民会議\) についての結果公表](#)

[\(市民会議手続\) 第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第3次四街道市環境基本計画 \(案\) に係る四街道市環境審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画 \(案\) に係る四街道市行財政改革審議会 \(結果公表\)](#)

(脚注1) 国籍、年齢等は問いません。

(脚注2) 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- ・ 持参
- ・ 郵送
- ・ FAX
- ・ 電子メール

持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて

FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて

電子メールを利用する場合：yjichi@city.yotsukado.chiba.jp 危機管理室あて

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見の検討結果の公表

令和5年6月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

その他

改訂案については、事前の申し出（電話等）により、危機管理室窓口でも配布を行います。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

[▶ \(意見交換会手続\) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)

[▶ \(意見交換会手続\) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて \(結果公表\)](#)

[▶ \(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[▶ \(市民会議\) よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました \(結果公表\)](#)



情報が

見つからないときは

議題 2

令和 5 年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動
の手続の評価

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 家屋係

行政活動の名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の特例措置(わがまち特例)が設けられ、特例割合を基準の範囲内において条例で制定する必要が生じた。また、当該特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定の制定及び項ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R5年5月10日 公告第111号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年5月10日		
	計画等決定時期 *2	R5年6月28日制定	行政活動実施時期 *3	R5年7月4日公布	実施段階(PDCA) *4
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 家屋係

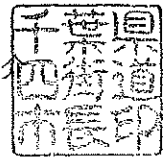
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年6月公布 R5年6月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の特例措置(わがまち特例)が設けられ、特例割合を基準の範囲内において条例で制定する必要が生じた。また、当該特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定の制定及び項ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年5月10日

四街道市長 鈴木 陽



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴い、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンシ
ョンに係る固定資産税の特例措置（わがまち特例）が設けられ、特例割合を基準の範囲内
において条例で制定する必要性が生じた。また、当該特例の適用を受けようとする者がすべ
き申告についての規定の制定及び項ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法
令の基準に基づいて改正するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び
第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (Tel 043-421-6117)

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [過去の市民参加手続](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年5月10日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の特例措置（わがまち特例）が設けられ、当該割合を基準の範囲内において条例で制定する必要が生じた。また、当該特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定の制定及び項ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ 市民参加条例

☑ 市民参加条例施行規則

お問い合わせ

課税課 家屋係
電話：043-421-6117

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

(市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

情報が
見つからないときは

▲ [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

☎ 四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部窓口サービス課 窓口係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため、所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため所要の規定の整備を行うものであり、法令の定める基準に従い条例で定めることから第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R5年11月30日 公告第312号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年11月30日		
計画等決定時期 *2	R5年12月19日制定	行政活動実施時期 *3	R5年12月25日公布 R6年3月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部窓口サービス課 窓口係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため、所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設定計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年12月公布 R6年3月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため所要の規定を整備を行うものであり、法令の定める基準に従い条例で定めることから第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年11月30日

四街道市長 鈴木 陽



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため所要の規定
の整備を行うものであり、法令の定める基準に従い条例で定めることから第2項第3
号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当
するため。

3 その他

上記については、

総務部窓口サービス課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部窓口サービス課（TEL 043-421-6108）

現在のページ トップページ > 市政情報 > 市政への参加 > 市民参加 > 市民参加手続の対象としない行政活動 > 今年度 > (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年11月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため所要の規定の整備を行うものであり、法令の定める基準に従い条例で定めることから第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項 抜粋)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
(1) 軽易なもの
(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
(6) その他前各号に準ずるもの

- 市民参加条例
市民参加条例施行規則

お問い合わせ

総務部窓口サービス課
電話：043-421-6108・6109

この担当課にメールを送る

今年度

- (市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正
(市民参加手続の適用除外) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更
(市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部改正
(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正
(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

情報が 見つからないときは

ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所 市役所への行き方 市へのお問い合わせ (相簿案内)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が導入されることに伴い、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が導入されることにより、産前産後期間に係る所得割額と被保険者均等割額を減額するもので、減額については政令で定める基準に従い条例で定めることから、第2項第3号に該当するため。また、市税の賦課に関するものであることから第5号に該当するため。			
公表日(公告日)・公告番号	R6年1月25日 公告第20号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年1月25日	
計画等決定時期 *2	R5年12月19日制定	行政活動実施時期 *3	R5年12月25日公布 R6年1月1日施行	実施段階(PDCA) *4 A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)				

市民参加推進本部コメント

適用除外とする旨の公表を速やかに行うべきだった。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部国保年金課 資格保険係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が導入されることに伴い、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年12月公布 R6年1月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が導入されることに伴い、産前産後期間に係る所得割額と被保険者均等割額を減額するもので、減額については政令で定める基準に従い条例で定めることから、第2項第3号に該当するため。また、市税の賦課に関するものであることから第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年1月25日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が
導入されることにより、産前産後期間に係る所得割額と被保険者均等割額を減額する
もので、減額については政令で定める基準に従い条例で定めることから、第2項第3号
に該当するため。また、市税の賦課に関するものであることから第5号に該当するため。

3 その他

上記については、
健康子ども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康子ども部国保年金課 (Tel. 043-421-6125)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年1月25日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が導入されることにより、産前産後期間に係る所得割額と被保険者均等割額を減額するもので、減額については政令で定める基準に従い条例で定めることから、第2項第3号に該当するため。また、市税の賦課に関するものであることから第5号に該当するため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項 抜粋)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
(1) 軽易なもの
(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
(6) その他前各号に準ずるもの

市民参加条例

市民参加条例施行規則

お問い合わせ

健康こども部国保年金課

電話：043-421-2103(給付管理係) 043-421-6125 (資格保険税係) 043-421-6126 (高齢者医療年金係 高齢者医療担当) 043-388-8400 (高齢者医療年金係 国民年金担当)

この担当課にメールを送る

今年度

- (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更
(市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正
(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

情報が 見つからないときは

ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ (組織案内)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】環境経済部環境政策課 環境保全係

行政活動の名称	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定					
概要	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、所要の改正を行うもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、根拠となっている法律の名称を改めるもの、また新設された崖面崩壊防止施設についての規定を追加するものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから第2項第3号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R5年8月8日 公告第213号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年8月8日			
計画等決定時期 *2	R5年9月25日制定	行政活動実施時期 *3	R5年9月25日公布 R5年9月25日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)</p> <p>*3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)</p> <p>*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境経済部環境政策課 環境保全係

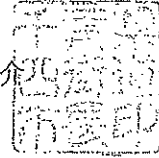
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定			
概要	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年9月公布 R5年10月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、根拠となっている法律の名称を改めるもの、また新設された崖面崩壊防止施設についての規定を追加するものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年8月8日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行
規則の一部を改正する規則の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、根拠となっている法律の名称を改め
るもの、また新設された崖面崩壊防止施設についての規定を追加するものであり、法
令の基準に基づいて行うものであることから第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

環境経済部環境政策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

環境経済部環境政策課（Tel 043-421-6131）



検索

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#) > (市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正

更新：2023年8月8日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動について、同条第3項の規定により公表します。

市民参加条例の対象としない行政活動の名称

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

詳細な理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、根拠となっている法律の名称を改めるもの、また新設された崖面崩壊防止施設についての規定を追加するものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから第2項第3号に該当するため。

参照条文

市民参加条例第6条第2項抜粋

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ 四街道市市民参加条例

お問い合わせ

環境経済部環境政策課

電話：043-421-6131

今年度

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定



情報が

見つからないときは

▲ [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

☑ 四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】環境経済部産業振興課 農政係

行政活動の名称	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更			
概要	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い(令和5年4月1日施行)、農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項等を追加する等の基本構想を変更するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	農業経営基盤強化促進法及び農林水産省令に基づき、基本構想の変更手続き(都道府県知事への協議、農業委員会及び農業協同組合への意見聴取、法定の公告及び公表)が行われることから、第2項第3号に準じた第6号に該当するため。			
公表日(公告日)・公告番号	R5年8月1日 公告第208号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年8月1日	
計画等決定時期 *2	R5年9月29日制定	行政活動実施時期 *3	R5年9月29日公布 R5年9月29日施行	実施段階(PDCA) *4 A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)				

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境経済部産業振興課 農政係

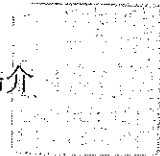
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更			
概要	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い(令和5年4月1日施行)、農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項等を追加する等の基本構想を変更するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年9月策定 R5年10月開始	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	農業経営基盤強化促進法及び農林水産省令に基づき、基本構想の変更手続き(都道府県知事への協議、農業委員会及び農業協同組合への意見聴取、法定の公告及び公表)が行われることから、第2項第3号に準じた第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年8月1日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更
- 2 市民参加条例の対象としない理由
条例第6条第2項第6号に該当するため。

（詳細な理由）

市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、農業経営基盤強化促進法及び農林水産省令に基づき、基本構想の変更手続き（都道府県知事への協議、農業委員会及び農業協同組合への意見聴取、法定の公告及び公表）が行われることから条例第6条第2項第3号に準じた第6号に該当するため。

3 その他

上記については、

環境経済部産業振興課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

環境経済部産業振興課（Tel. 043-421-6133）



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

(市民参加手続の適用除外) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

更新：2023年8月1日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定に基づき公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

市民参加条例の対象としない理由

条例第6条第2項第6号に該当するため。

詳細な理由

市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、農業経営基盤強化促進法及び農林水産省令に基づき、基本構想の変更手続き（都道府県知事への協議、農業委員会及び農業協同組合への意見聴取、法定の公告及び公表）が行われることから条例第6条第2項第3号に準じた第6号に該当するため。

参照条文

市民参加条例第6条第2項抜粋

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例（平成19年3月28日条例第5号）（PDF：293KB）](#)

[四街道市市民参加条例施行規則（平成19年3月28日規則第3号）（PDF：293KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境経済部産業振興課

電話：043-421-6133・6134

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

(市民参加手続の適用除外)
四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

(市民参加手続の適用除外)
四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正

(市民参加手続の適用除外)
四街道市火災予防条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動の名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定					
概要	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第8号及び第48号)」において定める対象火気設備等の内、急速充電設備について規定する内容及び同省令で定める条例制定基準の一部改正に伴い所要の整備を行うもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされていること、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであることから、第2項第3号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R5年7月4日 公告第180号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年7月4日			
計画等決定時期 *2	R5年9月29日制定	行政活動実施時期 *3	R5年9月29日公布 R5年9月29日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

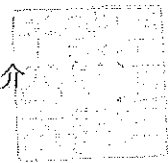
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定			
概要	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第8号及び第48号)」において定める対象火気設備等の内、急速充電設備について規定する内容及び同省令で定める条例制定基準の一部改正に伴い所要の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年10月公布 R5年10月施行	実施段階(PCDA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされていること、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年7月4日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例
の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため四街道市火災予防条例の一
部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第3号に
該当するため。

- 3 その他

上記については、

消防本部予防課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

- 4 問合せ先

消防本部予防課（Tel.043-422-2485）



現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 市民参加手続の対象としない行政活動 今年度 (市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

今年度

更新：2023年7月4日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動について、同条第3項の規定により公表します。

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

市民参加条例の対象としない行政活動の名称

(市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部改正

四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

詳細な理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため四街道市火災予防条例の一部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第3号に該当するため。

情報が 見つからないときは

参照条文

市民参加条例第6条第2項抜粋 2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
(6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例

お問い合わせ

消防本部予防課 電話：043-422-2485

この担当課にメールを送る

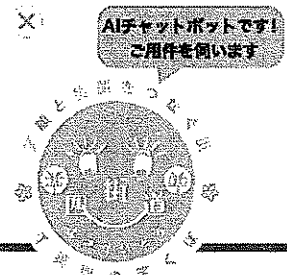
ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所 市役所への行き方 市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く） 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 電話：043-421-2111(代表) 法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動の名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定②				
概要	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)において定める蓄電池設備及び固定燃料を使用する対象火気設備等について規定する内容及び同省令で定める条例制定基準の一部改正に伴って条例の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため四街道市火災予防条例の一部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R5年9月22日 公告第237号	その他の公表 *1	市ホームページ R5年9月22日		
計画等決定時期 *2	R5年12月19日制定	行政活動実施時期 *3	R5年12月25日公布 R6年1月1日施行	実施段階(PDCA)*4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

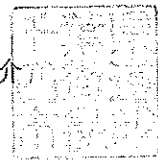
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定②			
概要	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)」において定める蓄電池設備及び固体燃料を使用する対象火気設備等について規定する内容及び同省令で定める条例制定基準の一部改正に伴って条例の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年1月公布 R6年1月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされていること、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年9月22日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

(詳細な理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例
の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため四街道市火災予防条例の一
部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第3号に
該当するため。

3 その他

上記については、
消防本部予防課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

消防本部予防課 (Tel.043-422-2485)

現在のページ トップページ > 市政情報 > 市政への参加 > 市民参加 > 市民参加手続の対象としない行政活動 > 今年度 > (市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年9月22日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動について、同条第3項の規定により公表します。

市民参加条例の対象としない行政活動の名称

四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

詳細な理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため四街道市火災予防条例の一部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第3号に該当するため。

参照条文

市民参加条例第6条第2項抜粋
2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
(6) その他前各号に準ずるもの

▶ 四街道市市民参加条例

お問い合わせ

消防本部予防課
電話：043-422-2485

この担当課にメールを送る

今年度

- (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更
(市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部改正
(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

情報が 見つからないときは

▲ ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所

▶ 市役所への行き方

▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

議題 3

令和5年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定			
概要	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に伴い、介護保険料率の期間及び保険料区分に応じた介護保険料額等を変更するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定			
概要	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省第16号)等の公布に伴い四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている規定であること、またその他改正に伴い生じる項ずれ等の軽易な改正を行うものであり、第2項第1号及び第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険制度の県広域化に伴う事業費納付金に充てる税収を確保するため、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を見直すもの、また税率及び税額を、それぞれ県が示す標準保険料率に改定するものであり、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定			
概要	市営自転車等駐車場の券売機を、新紙幣に対応したものに入れ替えるに当たり、プリペイド機能を備えた券売機がないため、条例で定めている回数券についての記載を削るもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年7月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市営自転車等駐車場の一時利用に係る使用料区分の内、自転車の回数券を廃止するもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める軽易なもの、また、既存建築物に係る規制の合理化において、新たな認定制度が創設されたことに伴い認定審査手数料を新設し、併せて頂ずれを修正するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方自治法において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合には、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないとあることから、第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

議題 4

令和6年度 市民参加手続の実施予定の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】経営企画部管財課 管財係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市文化センター改修工事計画の策定			
概要	四街道市公共施設個別施設計画において令和7年度に文化センターの改修を位置付けており、施設の長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインに則した改修工事を実施するための計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年2月策定 R7年4月開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	文化センター改修工事計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R7年1月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)	文化センター改修工事計画(案)策定に係る検討会	公募市民意見をもとに計画素案を作成するため	市民等	R6年8月～11月(3回開催)
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部市街地整備課 計画用地係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市自転車ネットワーク計画・自転車活用推進計画の策定			
概要	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を基本とし、自転車ネットワーク計画を策定するもの。また、「自転車活用推進法」を基本とし、自転車活用推進計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年1月開始	実施段階(PDCA)	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	自転車ネットワーク計画及び自転車活用推進計画(案)に係るパブリック・コメント	計画案策定に伴う、市民意見を聴取するため	市民等	R6年9月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市自転車計画協議会	計画策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員7人(うち公募委員2人)	R5年11月 R6年2月 R6年5月 R6年8月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				